

## 北見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準条例の改正について

### 1. 改正の趣旨

国が定める「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

### 2. 改正する条例

(1) 北見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

### 3. 施行期日

令和3年4月1日

### 4. 主な改正内容

#### (1) 質の高いケアマネジメントの推進

事業者ケアプランにおける各サービスの割合と、各サービスごとの提供回数のうち同一事業者によって提供されたものの割合について、説明を行うことを新たに求めることの記述を追加。(居宅介護支援基準 第4条関係)

(内容及び手続の説明及び同意) 第5条第2項

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、(追加) 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

#### (2) 生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応

訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入することの記述を追加。(居宅介護支援基準 第14条関係)

**(新設) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第14条(20)の2**

介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

**(3) 感染症対策の強化**

感染対策強化に係る記述を追加。(居宅介護支援基準第22条の2)

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施

**(4) 業務継続に向けた取組の強化**

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付ける記述を追加。(居宅介護支援基準第20条の2)

**(5) ハラスメント対策の強化**

事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることの記述を追加。

(居宅介護支援基準第20条)

**(6) 会議や多職種連携におけるICTの活用**

各種会議等について、テレビ電話等の活用を認める取扱いの記述を追加。

(居宅介護支援基準第14条・第22条の2・第28条の2)

**(7) 利用者への説明・同意等に係る見直し**

利用者等への説明・同意等の電磁的記録による対応を認める取扱いについての記述を追加。(居宅介護支援基準第31条)

**(8) 記録の保存等に係る見直し**

介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等の電磁的な対応の明確化についての記述を追加。(居宅介護支援基準第31条)

**(9) 運営規程等の掲示に係る見直し**

運営規程等の重要事項について、事業所に閲覧可能な形(ファイル等)で備え置くこと等を可能とすることについての記述を追加。(居宅介護支援基準第23条)

**(10) 高齢者虐待防止の推進**

虐待の発生等を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を定めること等を義務付けることについての記述を追加。

(居宅介護支援基準第2条・第19条・第28条の2)

**(11) CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進**

CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進についての記述を追加。(居宅介護支援基準第2条)

※(3)(4)(10)については、令和6年3月31日までは努力義務とし、以降は義務付けとする経過措置